

議案第11号

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月7日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>829,000円</u>	町長	<u>827,000円</u>
副町長	<u>663,000円</u>	副町長	<u>662,000円</u>
教育長	<u>622,000円</u>	教育長	<u>621,000円</u>

（三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の	区分	報酬の額	内国旅行の

		旅費
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 <u>36,000円</u> 識見を有する者のうちから選任された委員 月額 <u>55,000円</u>	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
教育委員	月額 <u>40,000円</u>	
農業委員	略	
	会長の職務代理者 基本給 月額 <u>42,000円</u> 能率給 略	
	委員 基本給 月額 <u>40,000円</u> 能率給 略	
農地利用最適化推進委員	基本給 月額 <u>40,000円</u> 能率給 略	
選挙管理委員	委員長 日額 <u>8,300円</u> 委員 日額 <u>6,400円</u>	
選挙長	1回につき <u>10,800円</u> （当該選挙が無投票となった場合にあっては <u>8,300円</u> ）	
略		
略		

		旅費
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 <u>33,000円</u> 識見を有する者のうちから選任された委員 月額 <u>50,000円</u>	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
教育委員	月額 <u>37,000円</u>	
農業委員	略	
	会長の職務代理者 基本給 月額 <u>40,000円</u> 能率給 略	
	委員 基本給 月額 <u>37,000円</u> 能率給 略	
農地利用最適化推進委員	基本給 月額 <u>37,000円</u> 能率給 略	
選挙管理委員	委員長 日額 <u>7,800円</u> 委員 日額 <u>6,000円</u>	
選挙長	1回につき <u>10,800円</u> （当該選挙が無投票となった場合にあっては <u>7,800円</u> ）	
略		
略		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。